

2005 年度（平成 17 年度）  
金沢大学大学院法務研究科  
入学試験問題

（注意）

- 1．問題紙は 2 枚です。
- 2．問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。
- 3．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

## 2005 年度（平成 17 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公 法
------	-----

問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入すること。

### 問題 1

次の文章は、最高裁判所判決からの抜粋である。そこに含まれる憲法上の論点をあげ（各論点につき簡潔な表題を付すこと）、それについて説明せよ。

一般に、神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して……玉串料等を奉納することは、建築主が主催して建築現場において土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願するために行う儀式である起工式の場合とは異なり、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いうことができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難いところである。……県が本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に……奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであり、これによってもたらされる県と靖國神社等とのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たると解するのが相当である。

（最大判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 巻 4 号 1673（1682 - 1685）頁）

## 問題 2

宗教団体甲については、その幹部構成員の多数が団結して、これまで殺人、傷害などの凶悪犯罪を行ったため、幹部構成員多数は警察により逮捕された。全国の各地で多くの人々が、甲団体の幹部の一部の者とはいえ、重大犯罪を繰り返すので、甲の存在や活動を恐れるようになった。

甲の信徒 A、B は、X 市内に転居しようとしていたが、X 市の多数住民は、甲の信徒が近隣に居住することを阻止するために、信徒の転入届を受け付けないように、強力に X 市長に働きかけた。

住民の抱く不安はもっともな事であると判断した X 市長は、X 市としては転入届を受理しない、と住民に確約し、その旨を市職員に通達した。

信徒 A、B は、他自治体から X 市に転居し、X 市役所窓口に向いて転入届を出したところ、信徒 A の転入届は受理を拒絶された。

ところが信徒 B の転入届については、当日、住民の転入届の受け付けの職務に携わっていた職員 Y が、X 市長の法解釈は誤っていると考え、信者 B の転入届を受理してしまった。

通達を無視された X 市長は、職員 Y の行動に対し、怒りを禁じ得ず、近々、地方公務員法に基づき、嚴重な不利益処分をすると通告した。

問 転入届を受理してもらえなかった信者 A は、誰を相手にしてどのような訴訟をするのが適切か、現行行政事件訴訟法に基づいて検討せよ。

問 自己の信念に基づき、通達に反して行動したことで、X 市長から不利益処分の通告を受けた職員 Y は、誰に対してどのような訴訟をするのが適切か、現行行政事件訴訟法に基づいて検討せよ。

(注) 現行行政事件訴訟法については、平成 16 年に改正法が成立したが、改正法は未だ施行されていないので、考慮しなくてよい。

以上